



平成 31 年 1 月 29 日
第六管区海上保安本部

大島大橋への衝突防止のための A I S による注意喚起について

第六管区海上保安本部では、大島大橋橋梁への衝突を防止するため、同橋梁周辺海域において、本年 2 月 1 日から A I S による注意喚起を開始します。

- 1 開始日時
平成 31 年 2 月 1 日（金）午前 0 時
 - 2 対象船舶
大島大橋橋梁下を航行する長さ 80m 以上の A I S を搭載した船舶
（過去に大島大橋橋梁下の航行実績があることを確認できた船舶を除く。）
 - 3 実施内容
 - （1）A I S メッセージでの注意喚起
 - ア．長さ 80m 以上 120m 未満の船舶に対し、A I S メッセージにより大島大橋の橋梁の高さについて情報提供（自動送信）する。
 - イ．長さ 120m 以上の船舶に対し、A I S メッセージにより大島大橋の橋梁の高さ情報とともに、衝突の危険がないか確認するよう警告（自動送信）する。
 - （2）VHF 無線電話による注意喚起
長さ 120m 以上の船舶に対し、国際 V H F 無線電話により大島大橋の橋梁の高さについて情報提供のうえ、船の高さ（自船のマスト高さ）を確認し、必要に応じ警告する。
 - 4 その他
本業務については、運用を行いつつ、更なる有効性等を検証しながら、必要に応じて改善することとします。
- （参考）
- ・別添 大島大橋への衝突防止のための A I S による注意喚起参考図
 - ・A I S（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に電波で送受信するシステム。

施策の概要

- ✓ 大島瀬戸に進路をとり大島大橋下を通航しようとするAIS搭載船舶を対象*
- ✓ 長さ80m以上の船舶に対してAISメッセージによる注意喚起(橋梁の高さ情報の提供)を実施
- ✓ 長さ120m以上の船舶に対して無線電話等による注意喚起(橋梁の高さ情報と衝突の危険の確認を警告)を実施

* 柳井港を入出港し大島大橋下を通航しない船舶、過去に通航実績があることを確認できた船舶は対象外



AIS: 船舶自動識別装置
 国際航海に従事する300総トン以上の船舶、国際航海に従事しない500総トン以上の船舶に搭載
 AISメッセージ(英文):
 大島大橋の橋下の垂直間隔は24m-30mです
 注意して航行してください

(対象外の例) 柳井市
 船の長さ 80m(120m)以上
 柳井港入出港のみ

大島大橋
 橋梁下可航部高さ 水面 ~ 24m-30m

本船 水面上高さ20m
 通航可能です!

大島大橋から 7,400m

本船の水面上高さなら安全に通航できるな。



船の長さ 120m以上



船の長さ 80~120m未満

VHF無線電話による確認

AISメッセージ

AISメッセージ

周防大島町

AISメッセージ

来島海峡海上交通センター (愛媛県今治市)



大島瀬戸



AISアラーム
 船の長さ 80~120m未満



本船 水面上高さ32m
 迂回します

VHF無線電話による確認

船の長さ 120m以上

大島大橋から 7,400m

AISメッセージ